

宮城県公安委員会の公印の使用及び保管等に関する訓令

昭和34年10月6日

宮城県警察本部訓令第11号

宮城県公安委員会の公印の使用及び保管等に関する訓令を次のように定める。

宮城県公安委員会の公印の使用及び保管等に関する訓令

第1条 この訓令は、宮城県公安委員会公印規程（昭和34年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定に基づき、県公安委員会の公印（以下「公印」という。）の使用、保管その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公印の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、総務部長の職にある者とし、県公安委員会において使用するすべての公印の管理について、その責に任ずる。

第3条 公印の保管責任者は、別表のとおりとし、その使用、保管等の責に任ずる。

第4条 公印の使用、保管及び取扱いについては、宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）第4条及び第6条から第12条までを準用する。

第5条 保管責任者は、公印を改刻又は廃止したときは、当該公印を速やかに管理責任者に引き継がなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、当該公印の改刻又は廃止の日から次に掲げる期間保存し、保存期間の経過した公印は、廃棄処分するものとする。

(1) 県公安委員会印及び委員長印（専用公印を除く。） 10年

(2) 前号以外の公印 5年

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和34年10月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月20日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年12月20日から適用する。

附 則（昭和38年5月14日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和38年5月14日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年7月10日本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月21日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月3日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月16日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月6日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則（昭和49年8月13日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和49年8月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年9月2日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和50年9月2日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月25日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月24日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和54年8月24日から施行する。

附 則（昭和61年5月12日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則（平成元年5月30日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月6日本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年8月27日本部訓令第12号）

この訓令は、平成5年8月27日から施行する。

附 則（平成6年3月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成6年10月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成14年1月11日本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成14年9月24日本部訓令第24号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月30日本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月15日本部訓令第16号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日本部訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年3月26日から施行する。

附 則（平成26年11月26日本部訓令第21号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日本部訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年1月24日本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年1月24日から施行する。

附 則（令和5年3月16日本部訓令第5号）

この訓令中第8条及び第9条の規定は令和5年3月24日から、第1条から第7条まで及び第10条の規定は令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一 般 公 印

公 印 の 名 称	保 管 責 任 者
宮城県公安委員会印	総務部総務課長
宮城県公安委員会委員長印	

専 用 公 印

公 印 の 名 称	保 管 責 任 者
宮城県公安委員会身分証明事務専用印	総務部総務課長
宮城県公安委員会保安事務専用印	生活安全部生活安全企画課長、生活安全部少年課長、生活安全部生活環境課長及び各警察署長
宮城県公安委員会保安事務専用認印	生活安全部生活安全企画課長、生活安全部少年課長、生活安全部生活環境課長及び各警察署長
宮城県公安委員会保安事務専用圧印	生活安全部生活安全企画課長及び各警察署長
宮城県公安委員会刑事事務専用印	刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
宮城県公安委員会刑事事務専用認印	刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
宮城県公安委員会交通事務専用印	交通部交通企画課長、交通部交通規制課長、交通部交通指導課長、交通部運転免許課長及び各警察署長
宮城県公安委員会交通事務専用認印	交通部運転免許課長及び各警察署長
宮城県公安委員会交通事務専用圧印	交通部交通指導課長及び交通部運転免許課長
宮城県公安委員会交通事務専用契印	交通部交通企画課長